

2022年5月30日

公開質問状

向日市福祉事務所所長 殿

〒617-0824 京都府長岡京市天神4丁目7-12

有限会社おとくに福祉研究所
代表取締役
きょうと福祉俱楽部
管理者
有田 和生

平素は市民生活の向上にご尽力頂き感謝致します。さて、このたび貴事務所の「福祉タクシー事業」の取扱いの「間違い」から これまで給付が行われていた方が今年度は交付されないという事態が起こっている事例があり、未交付者から困惑が広がっていると承知しています。
については下記の点について回答頂きますようお願い致します。

(質問事項)

- 1.これまでに起きた「誤交付」とはどのような過ちですか。
どのような判断が誤りだとするのか具体的な事例をあげてお示し下さい。
- 1.貴事務所が「誤交付」とした具体的な年間件数をお知らせ下さい。
- 1.障害者手帳の合算等級で1~3級では相当ハンディキャップがあり車椅子レベルの方も多数存在します。
「誤交付」とされた方々の移動能力を把握されたうえでの「誤交付」の是正ですか？
把握なさっていたならば、なぜそのような状態の方を救済する方策を検討されなかつたのですか？
把握されていなかつたとすれば、障がい者の実情を検討せずに機械的にそれらの人を排除したのはどのような判断からですか？
- 1.利用者の立場に立つと唐突にこれまで利用出来た福祉サービスが利用出来なくなったことは到底理解出来るものではありません。貴市は「誤交付」の市民に説明と謝罪を個別に行う必要があろうかと思いますが、それを行う意思はありますか。
- 1.わが国は共生社会を実現をかけております。その精神に立つならばハンディを抱える市民をより網羅する方向で制度は作り上げる必要があります。
貴事務所の対応はその精神から乖離しているとも思えます。
貴事務所のご見解をお聞かせ下さい。

以上5点についてご多忙の折大変恐縮ですが、6月7日までに文書にて回答をお願い致します。

なお当質問状ならびに貴市の回答は報道機関ならびに議会各会派にお届けすると同時に当法人のホームページ、広報誌に於いて公開する予定です。

以上